

妙音寺とその周辺：初期真宗系勸化本の成立とその背景を探って

木村，迪子
大坂大谷大学

<https://doi.org/10.15017/7363930>

出版情報：雅俗．22，pp.60-79，2023-07-15．雅俗の会
バージョン：
権利関係：



妙音寺とその周辺

―初期真宗系勸化本の成立とその背景を探って―

木村 迪子

一、はじめに

『仏書解説大辞典』^①に了意作として登載される勸化本『真宗勸化要義後集』（元禄一四年刊）は、『国書総目録』に龍谷大学図書館所蔵本、国文学研究資料館の国書データベースにUCバークレー校三井文庫本（請求記号 四／二二／一六三）、目録類から漏れるが、亀山歴史博物館願正寺文書にも一部確認される（巻二欠。初印か。請求記号 九一五九、六〇）。実見し得た龍谷大学図書館所蔵本・亀山歴史博物館願正寺文書本ともに著者を明記せず、また、その内容にも、仮名草子作家として知られる真宗大谷派の学僧了意（？一六九一）の真作と確定される仏書に近接するところがない。事実、本書が了意の著述ではないことは、『新撰書籍目録』（享保一四年刊）に、

- 七 勸化要集鈔 妙音寺
- 八 同 良材鈔 同
- 八 同 大綱鈔
- 十 同 行状鈔
- 十 同 弁要集 妙音寺

報恩講式勸化鈔ナリ

選択集勸化鈔ナリ

十 同要義後集

同

大原談義ノ序文勸化鈔ナリ

十 同 弁泉鈔

同

七 同 弁要抄

同^②

と記して、著者を「妙音寺」とするところからも明らかであろう。

なぜ本書が了意作とされたのかについては不明である。ただし、前述の作業からは従来知られてこなかった「妙音寺」なる勸化本作家の存在が浮上した。右書籍目録の記録に拠れば、少なくとも妙音寺は「勸化要集鈔」「勸化良材鈔」「勸化弁要集」「勸化要義後集」「勸化弁泉鈔」「勸化弁要抄」の六書を著述板行していることになる。更に、国立国会図書館所蔵『正信念仏偈鼓吹』に付された「平安書肆杏林軒藏板目録」（北村四郎兵衛の藏板目録）には、明音寺なる人物の著述三部を載せる。

- 正信念仏偈口吹 九冊
- 同随意抄後篇 七冊
- 同霊瑞抄 五冊
- 勸化釈要抄 明音寺 七冊
- 同文談抄 同 七冊

同誓鑑抄 願立寺 六冊

選択集頭書 二冊

同大綱抄 了恵 五冊

同勸化弁要集 明音寺 九冊

十王経直談 十三冊

十疑論口吹 玄貞 十冊³⁾

「勸化弁要集」は冊数が異なるも、前掲の享保一四年刊書籍目録登載の「勸化弁要集」と同一書目と考えられるため、明音寺は妙音寺なのであろう。その一々を調査してみると、「勸化文談抄」のみ原本確認が行えず、しかし、「勸化釈要抄」は『真宗勸化御文章』の外題であることが判明した。また、『真宗勸化要義後集』は、書名の「後集」から何らかの先行著述の続編であることが推定される。実際、『真宗勸化要義鈔』を前集に比定できた。右を踏まえ、妙音寺の著述を現物の確認ができるものについて示す。

(1) 元禄六年刊『真宗勸化要義鈔』 八卷⁴⁾、川勝五郎右衛門板⁵⁾。

(2) 元禄一一年刊『真宗勸化弁泉鈔』 七卷、川勝五郎右衛門板。

(3) 元禄一三年刊『浄土勸化良材鈔』 八卷、宮部次右衛門・田口仁兵衛板。

(4) 元禄一三年刊『真宗勸化御文章』 七卷、北村四郎兵衛板。

(5) 元禄一四年刊『真宗勸化要義後集』 一〇卷、川勝五郎右衛門・舛屋五郎右衛門板。

(6) 元禄一五年刊『浄土勸化弁要集』 一〇卷、北村四郎兵衛板。

(7) 宝永六年刊『真宗勸化訓蒙集』 七卷、鍵屋七兵衛板⁶⁾。

(8) 宝永八年刊『真宗勸化要集鈔』⁷⁾ 七卷、川勝五郎右衛門板。

八部の勸化本板行は、鼓吹物作家として知られる浄土宗の必夢(七部⁸⁾)に匹敵するものであって、これを看過すべきではない。しかし、前述のように、従来この妙音寺という勸化本作家については殆ど言及されることがなかった。それは偏に妙音寺という名前が書籍目録にしか見出せないことに拠るのだろう。『真宗勸化要義後集』にもあるように、妙音寺はその著述に自らの名を記すことがなかったのである。

しかし、妙音寺の著述は、著述数を差し引いても、その体裁をして、以後の真宗系勸化本、更に、現代再評価の進む節談説教の源流を辿る上でも、これを無視してよいものではない。なぜなら妙音寺の勸化本は、以後の真宗系勸化本の礎となったものと推定されるからである。

早くに勸化本は後小路薫による整理が行われた⁹⁾。後小路薫は「江戸時代に仏教の教化を目的として述作され、書写・刊行された書籍類」¹⁰⁾を勸化本と総称したが、その範囲は広大に過ぎる。筆者は以前試みに書名に「勸化」を冠する通俗仏書のみをまとめて狭義的な意味での〈勸化本〉と定義したことがある¹¹⁾が、「勸化本」と言われて多くの人が想起するのは、更に狭い範囲——和田恭幸が「江戸時代中期には、まるで説教台本のような勸化本が多数刊行され」¹²⁾たと指摘する——真宗系勸化本のそれであろう。

真宗系勸化本とはどのようなものか。その代表的作家と言われる本願寺派の菅原智洞(一七二八―七九)の著した『勸化論語』(明和四年刊)¹³⁾を閲すると、第一に、その体裁は、巻上・中・下で三つの法談を掲げ、更に各法談に四つの座を設ける。大きな主題の内に、個々の主題を重ねるのである。第二に特徴的なのが俗文体と呼ばれる独自の口語体で、例えば、「祖師聖人ノ和讃ニ弥陀大悲ノ誓願ヲ深く信セン人

ハミナ寐^{サメ}テモ寤^{ヘタテ}テモ隔^{ヘタテ}ナク南無阿弥陀仏ヲ称^{トク}フヘシト残シ玉ヒタ」(卷上「道場法談四座」其「平生法談」と記すように、「〴〵タ」「〴〵デア」という文末表現を多用する。第三に、各章段末に「南無阿弥陀仏」などと記す。これは現代でも同様で、法話法話の終わりに決まった文句を唱える(大抵はこの「南無阿弥陀仏」)のである。

こうした形式は節談説教として発展し、明治以降衰微したものの、現代では関山和夫による節談説教が落語や講談へ与えた影響の指摘¹⁴を中心に再評価が進み、その復活も夙に語られるところである。しかるに、こうした真宗系勸化本が発現したその具体的背景については、これまで言及されてこなかったのではない。

従来注目されてきた浅井了意による鼓吹物は説教の〈種本〉であつて、これをそのまま説教に利用できる、菅原智洞の勸化本に代表されるような真宗系勸化本のそれではない。標準的な〈勸化本〉は一体いつ・どのようになつて発現したのか。

本稿では、妙音寺とその周辺について検討を行うことで、初期勸化本の成立とその背景を探つてみたい。

二、妙音寺の著述と特色

はじめに、妙音寺の勸化本が真宗系勸化本の礎といふべきものであることを、その処女作に比定される架蔵本『真宗勸化要義鈔』(元禄六年刊、以下『要義鈔』)を例に見ていく。

妙音寺の著述は、一見してこれが妙音寺のそれと分かる程度に特徴的である。その第一が目録の体裁(図1)で、大きなテーマを大字で

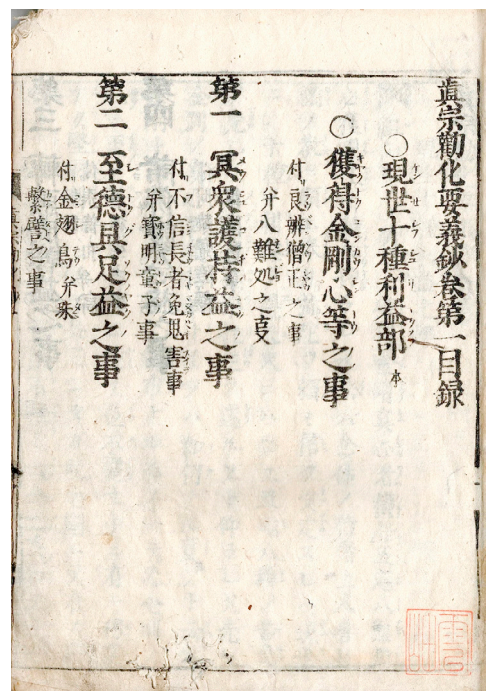


図1 架蔵『真宗勸化要義鈔』巻第一目録

示し、小見出しを付す。これは了意をはじめとする、所謂〈鼓吹物〉の目録(図2)とは大きく異なるものだ¹⁵。

同様の体裁は同時期に板行されたと目される『浄土勸化綱目鈔』にも見出せるが¹⁶、『浄土勸化綱目鈔』には妙音寺の著述に見られる第二の特徴——俗文体が認められない。「仰ラレタ」「〴〵ニテ在ス」といった、特徴的な文末表現を用いる、節談説教において独特な俗文体が顕著に表れるようになった嚆矢は、『浄土勸化衆人鈔』(貞享三年刊)であろう。本書には「只今読奉ラフズル御文ハ御一流ノ肝要、他力・信心ノ旨ヲネンゴロニ仰ラ、カレタ。然レバ弥陀ヲ憑^{タツミ}、念仏申サル、身ノ上カラハ餘ヘ心ヲ移サズシテ本願他力ノ信心ヲ決定アラウ、処カ。(卷之一ノ第二「極楽莊嚴之事」)¹⁷」などと記して、妙音寺の著述同様の特徴を認めうるが、その目録体裁は妙音寺のそれと異なるものだ。

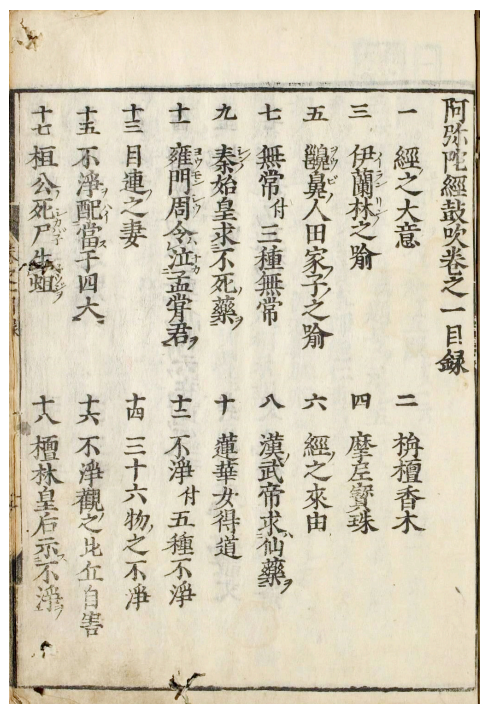


図2 国文学研究資料館蔵『阿弥陀經鼓吹』巻之一目録

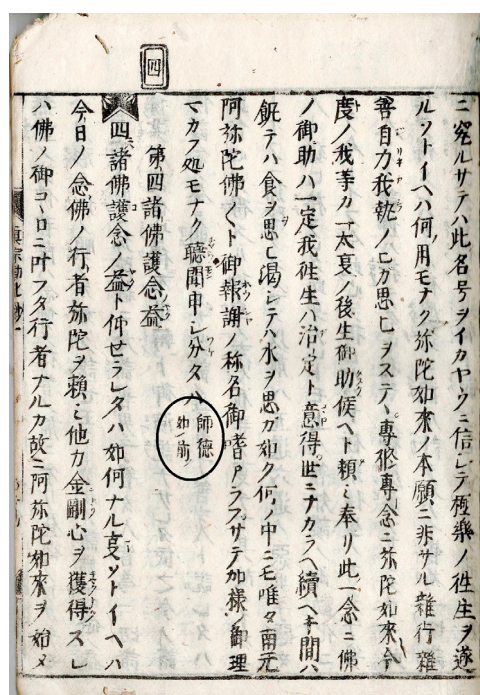


図3 架蔵『真宗勸化要義鈔』文末表現

また、『浄土勸化衆人鈔』には各章段末尾に「乃至／云云」の語を附す。これは巻第一ノ第一末尾に割注して、

師徳報謝ハ能化ノ心得次第、自^フ下^リ准^シ之^ニ。

と記すのに依拠するが、こうした章段末略記の早い例は、浄土真宗本願寺派の学僧妙延寺空誓（一六〇三—九二）の『四十八願取滴直談』（寛永一六年跋、寛文三年刊、以下『取滴直談』）の章段末に「可^レ信可^レ行者也、南無阿弥陀仏」¹⁸と記したのが、次第に「可^レ信可^レ信、南無阿弥陀仏」「可^レ信可^レ行、南無阿弥陀仏」と短くなるのに求められるものであり、妙音寺の場合はそれが「師徳如前」であった。（図3）

「サテ加様道理ヨリ下ハ師徳報謝ト可^レ知^{ベシ}（巻第一「現生十種利益之部本」付「良弁僧正事」）」とあるのが「別シテハ師徳^{シトク}（巻第一「現生十種利益之部本」ノ第一「冥衆護持益」付「宝明免鬼害昇帝位」）」と

なり、「サテ加様ノ御理マカフ処モナク聴聞申シ分タハ^{チカウモン}師徳^{ワケ}如前」に落ち着くのである。以降、妙音寺はその著述に「師徳如前」を用いることになる。

このように、妙音寺の著述においては、大見出しと小見出しとを明確に分けた目録、俗文体、「師徳如前」を用いる文末表現が欠かせない。右に示す個々の特色は、それまでの真宗系勸化本にも見出せるものであったが、全てを揃えたのは妙音寺が嚆矢であった。ただし、『真宗勸化訓蒙集』だけはこれらの妙音寺の特色が見出せない。これについては後述する。

三、妙音寺と撮裏——『四十八願弁述鈔』の著者——

右に挙げた妙音寺の著述の特色は、妙音寺その人を確定する上で、また、更なる著述を見出す上でも重要なヒントとなる。今、妙音寺自身について、ひとつの手がかりを『仏教大辞彙』に見出した。すなわち、

サツジョウ 撮裏 真宗。元禄八年に三国因縁真宗勸化大綱鈔八巻を著はす。又『三国因縁勸化弁泉鈔十巻・三国因縁真宗勸化要義鈔八巻・三国因縁四十八願弁述鈔十巻あり、共に同作なるが如し。伝詳かならず』⁽¹⁹⁾。

として、撮裏なる人物の著述に妙音寺の『真宗勸化弁泉鈔』（以下『弁泉鈔』）ならびに『真宗勸化要義鈔』を挙げるのがそれである。撮裏については『真宗僧名辞典』にも「談本を多く著す」⁽²⁰⁾と記して、なるほど、談本（説教台本系勸化本の意か）を多数手がけた妙音寺の執筆活動に矛盾しない。龍谷大学図書館の所蔵する『真宗勸化大綱鈔』（元禄八年刊、錢屋庄兵衛板、以下『大綱鈔』）には確かに、撮裏の自署のある序文が付され、その著述とすることに躊躇しない。

『大綱鈔』が撮裏の実作で、その撮裏が妙音寺の著作である『弁泉鈔』と『要義鈔』を著したというのであれば、撮裏が妙音寺であり——ここに記される『四十八願弁述鈔』も妙音寺の著述であると確定しうる。しかし事はそう単純ではない。『大綱鈔』を撮裏の実作とするならば、むしろこれを妙音寺の著作に列することは困難である。なぜなら、『大綱鈔』は妙音寺の著述に見られる俗文体を用いて、これを両者の共通点と見なせるが、しかし、本書は章段末に「御経聴聞ノトモガラ、ツキニ得道セストイフコトナシト云云」⁽²¹⁾などと記して、「師徳如前」

を用いない。章段末の略記以上に問題視すべきは明確な知識の差異で、『大綱鈔』に、撮裏は以下のように記す。

▼次「餘門学道万里迢遙」トハ惣ジテ聖道自力ノ修行者数万里ヲ日ヲカサネ身勞苦勞イタサイデハナカ／＼イタリガタイ。コレニヨツテ『蓮宗宝鑑』^{元ノ僧度禪ニ師ノ作十巻ニシテ云、}「餘門学道如三蟻子上」於高山ニ念仏往生似三風帆揚ニ於順水」。（卷之四「蟻子風帆之喻」）

傍線を附した『蓮宗宝鑑』の一節は前節に見ていた妙音寺の著述にも見られる、真宗系勸化本に頻出の一節である。しかし、例えば、『要義鈔』には、

故ニ雲棲ノ語ニハ、「餘門学道名三豎出三界」念仏往生名横出三界」ト示サレ、又、遵式ノ『蓮宗宝鑑』ニハ、「餘門学道如三蟻子登高山」念仏往生似三風帆行順水」トモ示サレ、……（卷第八ノ第三「万行之中為急要ト云文事」付「横豎二出差別」）

と記し、また『弁泉鈔』にも、
或又遵式『蓮宗宝鑑』ニハ「餘門学道如三蟻子登高山」念仏往生似三風帆行順水」ト顯サレタ。（卷第二ノ第四「不經多劫得疾解脱方便ト云文事」付「蟻子風帆喻事」）とする。

右が問題視されるのは、第一に『蓮宗宝鑑』の著者が「普度」と「遵式」とで異なること、そして、「揚於順水」と「行順水」として、引用文自体に異なるのある二点に求めうる。特に『蓮宗宝鑑』の著者について、妙音寺は『浄土勸化良材鈔』巻第四「蟻子高山喻弁」にも「遵式ノ『蓮宗宝鑑』」と記す。これが不審であるのは、『廬山蓮宗宝鑑』（一三〇五成立）の著者が『大綱鈔』の述べるように、元代の禅僧普度

（「一三三〇」であって、宋代の天台僧遵式（九六四―一〇三二）ではないことに依拠する。つまりこの誤認は妙音寺の著述に特徴的であることが見込めるのだ。勿論、『要義鈔』から『大綱鈔』までの間に知識の修正が成った可能性もある。しかし、『大綱鈔』板行後の『弁泉鈔』『浄土勸化良材鈔』において再び「遵式」と誤ることは不自然である。

更に、引用文の異同についても、正保四年刊『蓮宗宝鑑』には、「餘門学道如^{ルカ}蟻子上^ニ於高山^ニ浄土往生似^ハ風帆行^ニ於順水^ニ」²²として、特に、西本願寺二代目能化知空（一六三四―一七一八）が著した『三帖和讃首書』（寛文元年刊）にも、

○私考、専修念仏即頓^ナ教也。『蓮宗宝鑑』云、「餘門学道如^ハ蟻子登^ニ高山^ニ念仏往生似^ハ風帆行^ニ順水^ニ」。雲棲云、「餘門学道名^ニ豎出三界^ト念仏往生名^ニ横出三界^ト」²³

と記すことから、妙音寺はこの系統の本文を受け継いだと推定されるが、一方で撮裏は明代の禅僧雲棲株宏（一五三五―一六一五）が『阿弥陀経疏鈔事義』中「蟻山風水」に注釈して、『蓮宗宝鑑』云、「餘門学道如蟻子上於高山念仏往生似風帆揚於順水」²⁴と記すのに拠ったと推定される。

このように、撮裏が『阿弥陀経疏鈔事義』系統のテキストを用い、かつ、『蓮宗宝鑑』の正しい著者を理解していた半面、妙音寺が『蓮宗宝鑑』ならびに西本願寺能化知空と同系統のテキストを踏襲して『蓮宗宝鑑』の著者を誤認していたことは、両者が明らかにその知識と知識源とを異にしていたことを顕示するものであり、筆者は撮裏と妙音寺とを同人とすることを肯んじえない。

しかし、『仏教大辞彙』の記述は妙音寺の著述に関する新たな可能性

をも示唆するものだ。それが『四十八願弁述鈔』である。

『四十八願弁述鈔』は架蔵本の他、大正大学附属図書館、龍谷大学図書館などに所蔵が確認される。一〇巻。「無量寿経」に収められる弥陀の四十八願に即した説教を記す勸化本である。その板元は川勝五郎右衛門と西村九郎右衛門で、川勝五郎右衛門が妙音寺の著述を多く手がけた板元であったことは前に指摘した。

本書は目録（図4）と文末表現（図5）において、妙音寺の著述の特徴をよく踏襲している。

特に、文末表現について、後小路薫は『四十八願弁述鈔』を取り上げて、

第二願以下、四十八願までの末尾は全て「師徳如前」と割注がある。この省略は近世の浄土真宗の勸化本には『真宗勸化要義集』

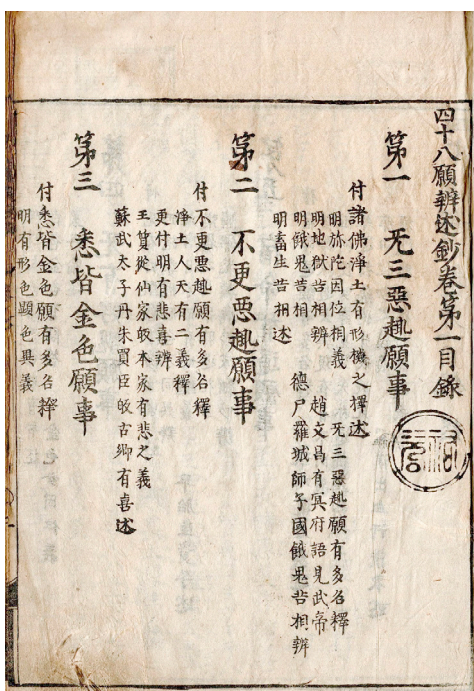


図4 架蔵『四十八願弁述鈔』巻第一目録

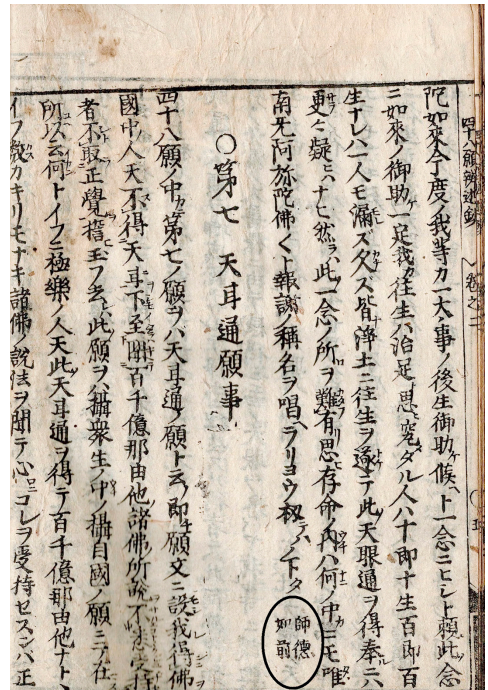


図5 『四十八願弁述鈔』 卷之二文末表現

等、数多く用いられている。これは「師の徳を讃え、法度を守れ、という教化」「師の徳を讃える教化は前の如くである」の意味である。これを省略するのは、師徳の教化が真宗説教の通規であるからであり、それを十分承知している説教僧に対して掲げる必要がなかったためである(26)。

としてこの「師徳如前」を真宗系勸化本全般に亘る慣習のごとく記しているが、前述の通り、実際は勸化本作家によって省略の方法は異なり、「師徳如前」の略記は妙音寺に限定的であったから、これを『四十八願弁述鈔』もまた用いていることは、本書が妙音寺の著述であることとのひとつの証左となり得るものだ。それでも、他の勸化本作家がこれを用いないとは言いい切れない。しかし、妙音寺の特徴の踏襲のみならず、『四十八願弁述鈔』では「此因て遵式『蓮宗宝鑑』二モ、「餘門

学道如^{ハシ}三蟻子登^{ギシノホルカ}二高山^ニ念^{シテ}仏往生^{スルハニタリフウハノヤレヒジユンニ}似^ニ三風帆^ニ行^{ハク}二順水^ニ」(巻之一〇「難行易行成仏遅速」)(26)と記して、『蓮宗宝鑑』の著者を「遵式」とし、「風帆行順水」と本文を引く。前述の通り、これは妙音寺に特徴的な誤認である。

さてまた、妙音寺の著述には重複説話が多い。例えば、『要義鈔』巻第一ノ第三「転悪成善益之事」付「張善和并高不往生之事」は「真宗勸化要集鈔」巻第六ノ第四「若起疑謗者^乃至無由可救^{ト云文事}」付「張善和依臨終懺悔滅一生重罪生極樂義」ならびに『真宗勸化訓蒙集』巻第二ノ二九「善和命終念仏滅罪見仏之述」にも見出せるし、また、『要義鈔』巻第二ノ第一〇「入正定聚益之事」付「舍利弗四禪比丘清信士修行退墮之事」は「真宗勸化要義後集」巻第六ノ第二「一念欲契仏意者^乃至可念弥陀^{ト云文事}」付「清信士依惡緣生鼻虫事」ならびに「真宗勸化要集鈔」巻第六ノ第二「妻子珍宝及王位^乃至今世後世為伴侶^{ト云文事}」付「清信士依愛念成鼻虫弁」に見える。こうした重複は『四十八願弁述鈔』にも見出せて、例えば、『四十八願弁述鈔』には次のような須陀耶説話が収録される。

又「福田経」ノ中^{カニメ}示サレタハ昔^シ一比丘有^テ其名ヲ須陀耶^{ト云フ}。
①一日^{アルトケニマフ}仏^ニ白^シ玉^ヲフハ、「我宿命通ヲ以テ②過去世ヲ案スレハ維耶離^{コイヤリ}国ニ生レテ小民家ノ子トナル。其時^ノ仏^ニ在^リテ③大衆ノ為ニ法ヲ説^キ玉フ。其時我^ニ④酪味ヲ持テ市ニ出売^ルトスルニ、中路ニ於テ諸ノ僧衆^{ソウシュ}ノ大会シテ説法シ玉フヲ見^ル。立寄テ法ヲ聞^クニ心肝ニ⑤徹シテ難^{カク}有^リケレハ瓶^{ビン}中ノ酪味ヲ以テ衆僧ニ施ス。此福業ニ依テ命終シテ天上ニ生ジ、後又人間ニ下生シテ常ニ尊貴ノ家ニ生スルコト九十一切トアリ。又其後人間ニ生スルニ餘残ノ罪ニ依テ母ノ胎内ニ

アリシ時母命終。依テ土中ニ埋ケルニ月満シテ彼胎内ノ子土中ニ生、七年ノ間土中ニ有テ死セル母ノ⑥血肉ヲ吞テ命ヲツナキ其ヨリ此人間ニアラハレ成長シテ仏ノ御弟子トナリ修行成就シテ羅漢無生ノサトリヲヒラク。」トテヨロコヒ玉フ。(巻第一ノ第五「宿命智通願事」付「須陀耶知宿命語過去弁」)

本話は『合類大因縁集』を踏まえたと思しく(27)、

昔一比丘アリ。須陀耶ト名ク。①即チ仏ニ白シテ言サク、「我宿命ヲ以テ②往昔ヲ念ズレハ維耶離國ニ生レテ小民家ノ子トナレリ。其時ニ仏在ス。③又衆僧有テ衆生ヲ教化ス。我④酪ヲ持シテ市ニ入り、売ント欲スルニ中路ニ於テ衆僧ノ大会シテ説法シ玉フヲ見ル。立チ寄テ法ヲ聞クニ、心肝ニ⑤銘シテ貴カリケレハ瓶中ノ酪ヲ以テ衆僧ニ施ス。此ノ福業ニ依テ命終シテ天上ニ生シ、後人間ニ下シ生シテ常ニ尊貴ノ家ニ生スルコト九十一劫ナリ。其ノ後人中ニ生ズルニ餘残ノ罪ニ依テ母胎ニアリシ時、母命終ス。共ニ母ノ塚中ニ埋メラル。月満テ乃チ生ル。我七年ノ間ダ塚中ニ在テ死セル母ノ⑥乳ヲ吞テ生ヲ活ス。昔微福ヲ修スルヲ以ノ故ニ亦タ仏ニ値奉リテ眞諦ヲ得タリト。『福田經』ノ説(卷第三ノ二二「施酪功德」)(28)

両話は概ね合致するが、しかし、傍線箇所①から⑥について、細部に異同が見出せる。これについて、『弁泉鈔』にも、須陀耶の説話を登載して、以下の通りである。

「福田經」昔一比丘アリ。須陀耶ト名ク。①或時白シタマフヤウハ、「我宿命通ヲ以テ②過去世ヲ思フニ維耶離國ニ生レテ小民家ノ子トナル。其時仏在テ③一切衆生ヲ教化シ玉フ。其時我④酪ヲ

持テ市ニ入、売トスルト有ル。酪ト云フハ天竺ニ於テ柔軟草トイフ艸ヲ牛ニクワセ、其ノ牛ノ乳ヲ初テシボリ出スヲ乳味トイヒ、其乳味ヲ七日煎ジタルヲ酪味トイフテ、人ノ為ニ大ナル薬ニテ在ス。此ノ酪味ヲ持テ市ニ出テ売トスル時途中ニ於テ衆僧ノ大会シテ説法シ玉フヲ見ル。立寄テ法ヲ聞クニ、心肝ニ⑤徹シテ難有ヘニ其ウレシサニ彼売トスル酪味ヲ衆僧ニ供養ス。此ノ善根力ニ依テ命終テ天上ニ生シ、其ヨリ後人間ニ下シ生シテ常ニ尊貴ノ家ニ生ズルコト九十一劫ナリ。其後人間ニ生ズルニ餘残ノ罪ニ依テ母胎内ニアリシ時、母命終ニヨリテ土中ニ埋ラル。十月満ジテ死タル母ノ胎内ヨリシテ土中ニ生ル。我七年ノ間土中ニ在テ、死セル母ノ⑥血肉ヲス、リテ命ヲツナキテ其ヨリ土中ヲ出テ今人トナル。昔衆僧ニ酪ヲ施シタル宿善力ニヨリテ今大聖釈迦如来ニ奉レ値、羅漢果ヲ得奉ゾト語レタ。(巻第五〇六通部第一「宿命通ト云文事」付「須陀耶宿命弁」)(29)

こちらにも『合類大因縁集』からの撰取が見込まれるが、やはり①から⑥について、『合類大因縁集』ではなく、『四十八願弁述鈔』との合致が見出せる。④の「酪」は、はじめ『弁泉鈔』では「酪」として、『合類大因縁集』に合致するが、波線部に示したように、わざわざ「酪」が何かを詳述して、これは「酪味」であるという徹底ぶりである。同一典籍からの流用でありながら、細部における語句の異同が見出せることは、両書、そしてその著者に親和性——この場合は、更に踏み込んで同一性と言つて良いのではないだろうか、特に『蓮宗宝鑑』に関する誤認は、これが撮襲と妙音寺との同一視を否定するものであったのと同様に、『四十八願弁述鈔』の著者と妙音寺とを同一視することに

も有用である——を認めうるものだ。恐らくは、『四十八願弁述鈔』もまた、妙音寺の著述なのであろう。『真宗勸化訓蒙集』と『真宗勸化要集鈔』の板行に八年もの空白があったが、実はその間にも妙音寺の著述板行は成っていたのである。

四、妙音寺と了信——著述の重複に注目して——

さてまた別稿⁽³⁰⁾に筆者は妙音寺に近接する人物として、了信を取り上げたことがある。了信はその署名から、真宗本願寺派の学僧と推定される。序文に付された印記から法名を「達空」と言い、龍谷大学図書館に達空による西本願寺一代目能化西吟（一六〇五—一六三三）著『大経私考』の写本（請求記号 一二一・二／二七七—W／一）が収められていることからこれは確実視しうる。了信作と確定しうる著述は、『真宗勸化行状鈔』（元禄八年刊、川勝五郎右衛門板）、『正信念仏偈弁述鈔』（元禄九年刊、北村四郎兵衛板）、『讃阿弥陀仏偈弁述』（正徳六年刊、北村四郎兵衛・新井弥兵衛板）の三書である。内、『正信念仏偈弁述鈔』は現存するものに署名を付さないが、明治期に活字本の板行があり、それに付された序文には、「洛陽疎財坊桑門釈了信誌」⁽³¹⁾と著者了信の自署を付す。

了信の著述は妙音寺のそれとは異なる目録体裁を採るし、その俗文体も控えめである。章段末に「師徳如前」の語も見られない。しかし、これらを差し引いても、妙音寺と了信の著述には共通点が多く見出せて、その同一性を否定できない。

第一に、その主板元である。妙音寺も了信も、著述板行の大半を川

勝五郎右衛門か北村四郎兵衛が担っている。

第二に、了信には『正信念仏偈弁述鈔』『讃阿弥陀仏偈弁述』と、二書に「弁述（鈔）」を使うが、これは『四十八願弁述鈔』と共通する。実は、「弁述（鈔）」を冠する同時代の勸化本はひじょうに少なく、右以外では浄土宗の春鶯が著した『扶桑怪談弁述鈔』（寛保二年刊）のみである。書名の個性は存外著しく、玄貞は「鼓吹」、後年は「本義」を夙に用いたし、空誓も「註解」を愛用した。了信が「弁述」を多く用いたのも彼の個性であろうと推定される。

第三に、『四十八願弁述鈔』同様、妙音寺の著述と了信のそれとは、収録話の重複が顕著であるが、それが相互に成っていることに注意せねばならない。例えば、『要義鈔』巻第六ノ第三「祖師聖人匪直也人^{乃至}曇鸞化現也ト云文事」と『行状鈔』巻第九ノ二〇「太子唱四句文礼祖師事」から二九「熊野名義之弁述」までがほぼほぼ合致し、更に『真宗勸化行状鈔』巻第一〇ノ二七「白亀年間禽獸語事」二八「僧賀知聖空六根浄事」二九「芭蕉魚類無耳聞等之弁」が『真宗勸化弁泉鈔』巻第五ノ第三「天耳通ト云文事」「白亀年間禽獸事」「僧賀知聖空六根浄弁述」「芭蕉魚類無耳聞物声事」として合致する。また、『要義鈔』に月兔説話を引いて、

兎ハ不^ス登^レ木^{ニモ}不^{イテ}出^{イデ}市^{ニモ} 身命ヲ以テ供養セント思ヒ、拾^{ヒロヒ}薪^{タキ}燒^{ヤキ}レ
身供養シタ。然ル処ニ其志^ノ深事ヲ月天子ガ感^{カン}ジ玉ヒテ、取^テ
月ノ宮殿ニ入^{クラデ}玉ヒタレバ、忽^{タチマチ}ニ銀ノ兎トナリタトアル。依^レ此^ニ
月ノ異名ヲバ銀兎トイフ。去^レバカ、ル鳥類ヤ畜類サヘ一太事ヲ教^{テウ}
ヘ玉フ。四恩ヲ報ゼン爲^メニハ二トモ三ツトモナヒ。身ヲ捨テ命ヲ捨^{ステ}
テ、恩ヲ報ゼラレタトアル。（巻第六ノ第二「爰祖師聖人^{乃至}巨報

一端ト云文事」付「免報師恩成銀兔事」

と記すが、本話は『行状鈔』にも、

依レ此昔山^ニ林^ニニ仙人有テ説^シ法シ玉フコト有^リ。野干^{ヤカン}ト兔^{ウサギ}ト猿^{サル}ト聴^{チヤウ}聞^キシテ随喜^{ズイキ}ノコ、ロヲ起^キス。猿ハ木^キノボリテ菓^{クワ}ヲ取^クテ供養^{クヤウ}ス。兔ハ木^キニモノボラズ市^{イチ}ニモ出^{イデ}ス。身命^{ミノミチ}ヲナゲウツテ供養^{クヤウ}セントテ薪^{タキ}ヲ拾^{ヒロ}ヒ此ノ身ヲ焼^{ヤイ}テ供養^{クヤウ}セントス。月天子コレヲ感^カジテ月ノ宮殿^{ミヤノミヤ}ノ中ニ取^クテ入^イ玉ヘバ忽^ツチ銀^{ウツギ}ノ兔^{ウサギ}トナル。故ニ月ノ異名^{ミナナ}ヲ銀兔^{ギンウ}トイフ。此畜類^{シヨク}スラ恩^{オン}ヲ報^{ホウ}ズルト有^ル。(巻第四ノ二七「兔焼身成銀兔之弁」)⁽³²⁾

としてはば同文が登載される。これが更に『真宗勸化御文章』に、

又タ『西国伝』ニヨラハ過去^{クハコ}ニ兔^{ウサギ}アリ。菩薩^{ハツサツ}ノ行ヲ行^ス。天帝^{テイ}此レヲ試^シタメニ肉^{ニク}ヲモトメテ食^シセント欲^シス。彼ノ兔^{ウサギ}キ身ヲ火^ヒ中ニ捨^{スツ}。天帝^{テイ}此レヲ慰^ヰ、其ノ焦^{シヤウ}兔^{ウサギ}ヲ取^クテ月ノ内^{ウチ}ニ置^キク。令^{シテ}未來^{ミライ}一切衆生^{ソウジヤウ}舉^{アゲ}レ目瞻^{コレヲ}之^ヲ。知^チ是過去^{スルコトジヤ}ノ菩薩^{ハツサツ}行^{ハツサツ}。慈^{ニギハヤヒ}之身^{ミナカラコトヲ}。仍^{ナラ}テ月ノ異名^{ミナナ}ヲ銀兔^{ギンウ}トイフ。(巻第一ノ第三「一ツ涅槃^{ニハツ}經^{キヤウ}ニノタマハク如来^{ニライ}法^{ホウ}無有^ム選^{セン}択^{タク}等^{トウ}文^{モン}事^ジ」付「月名銀兔故事」)⁽³³⁾

として同一説話を載せる。『真宗勸化御文章』は前の二書と内容が異なるが、これは『真宗勸化御文章』が『法苑珠林』に拠つたことに因む。しかし、『法苑珠林』には、「依^ニ西国^{シヨク}伝^{デン}ニ云^ク、過去^{クハコ}有^リ兔^{ウサギ}、行^{ハツサツ}菩薩^{ハツサツ}行^{ハツサツ}。天帝^{テイ}試^シ之^ヲ索^{ソク}肉^{ニク}欲^シス。捨^{スツ}身^{ミナカラ}火^ヒ中^{ウチ}。天帝^{テイ}慰^ヰ之^ヲ取^クテ其^ノ焦^{シヤウ}兔^{ウサギ}一^{ヒツ}置^キ於^ニ月^{グハツ}内^{ウチ}。令^{シテ}未來^{ミライ}一切衆生^{ソウジヤウ}舉^{アゲ}レ目瞻^{コレヲ}之^ヲ。知^チ是過去^{スルコトジヤ}ノ菩薩^{ハツサツ}行^{ハツサツ}。慈^{ニギハヤヒ}之身^{ミナカラコトヲ}」(『法苑珠林』巻第七「日月篇」第三之余「月宮部」)⁽³⁴⁾として、最後の「月ノ異名ヲ銀兔トイフ」はない。

『要義鈔』収録話が『行状鈔』にも見出せた一方で、『行状鈔』に収

録される飛梅説話、

彼ノ延喜^{トキミ}ノ御時^{ミヨトキ}、左大臣^{サダメ}時平^{トキヒラ}ト云人イマタ年ワカク身ノ榮^{サカ}モヲロカニオハシケレバ菅原^{スガワラ}右大臣^{ミナモト}ハ年オトナシク身ノオモメデタクオハシケレハ天下^{マツリコト}ノ政^{マツリコト}右大臣^{ミナモト}ノツカサドリ給^{タマヒ}ケルヲ左大臣^{サダメ}憤^{イライラ}リ玉ヒテ虚言^{ソコト}ヲ云^{イハ}付^{ツケ}テ右大臣^{ミナモト}ヲ筑紫^{ツクシ}ヘ流^{ナガ}シ玉フ。此事^{コト}ニ於^ニテ哀^{アハレ}ニ悲^{カハレ}キ事^{コト}ドモ多ク聞^キヘ侍^リキ。其ノ中ニ取^クテモ宿^{ヤド}ノ梅^{ウメ}ヲ思^ヒ出^ヒ玉ヒテカクゾ誦^{ミミ}玉ヒケル

▼コチ吹^{フカ}バ匂^{ニホヒ}ヲコセヨ梅^{ウメ}ノ花

アルジナシトテ春ヲワスレナ

トヨミ玉フ。其後此ノ歌ニテ彼ノ梅^{アルジ}主^{シタ}ヲ慕^ミテ安樂^{アノラク}寺^ジヘ飛^{トビ}テ彼ノ所ニ生^{オヒ}テ有^ルトゾ云^{ツタ}伝^{デン}ヘリ。(巻第七ノ三三「右大臣依歌^{ヨカ}梅筑紫^{ウメツクシ}飛^{トビ}来^キ」)

これが今度は『浄土勸化良材鈔』に、

又タ日^ニ本^ニ於^ニテ延喜^{トキミ}ノ帝^{ミカド}ノ御時^{ミヨトキ}、左^サ大^{ダイ}臣^{ジン}時^{トキ}平^{ヒラ}ト云^フ人^{ヒト}アリ。未^イダ若^{ヤカク}年^{ネン}ニオハシマスユヘニ、菅原^{スガハラ}右^{ミナモト}大^{ダイ}臣^{ジン}ハ年^{ネン}ヲトナシクテ殊^{モト}ニオ^ニ智^チメデタクオハシマス。故^{ユヘ}ヘニ天^{アメノ}下^{カミ}ノ政^{マツリコト}ヲ右^{ミナモト}大^{ダイ}臣^{ジン}ノツカサドリ玉ヒケルヲ、左^サ大^{ダイ}臣^{ジン}、コ^コレヲ憤^{イライラ}リ玉ヒテ、虚^{ソコト}言^{コト}ヲ云^{イハ}フ。付^{ツケ}テ菅原^{スガハラ}右^{ミナモト}大^{ダイ}臣^{ジン}ヲ筑紫^{ツクシ}ヘ流^{ナガ}シ玉フ。此^{コト}右^{ミナモト}大^{ダイ}臣^{ジン}ハ常^{ツネニ}ニ梅^{ウメ}ヲ愛^{アイ}シ玉フガ、御流^{ミナモト}罪^{ツミ}ノ御^{ミヨト}時^{トキ}モ別^{ベツ}シテヲシマセ玉フ。カクテ筑紫^{ツクシ}安樂^{アノラク}寺^ジヘ下^{カミ}ラセ玉ヒ、彼^{カノ}梅^{ウメ}ヲ恋^{コイ}シク思^{オモヒ}召^{メカ}シテ一^{ヒツ}首^{コウ}ノ歌^{ウタ}ヲ詠^{エイ}ジ玉フ。○コチフカバ匂^{ニホヒ}ヲコセヨ梅^{ウメ}ノ花^{ハナ}アルシナシトテ春^{ハル}ナワスレソト詠^{ヨミ}玉フガ此^{コト}歌^{ウタ}ニテ、彼^{カノ}梅^{ウメ}、主^{ヌシ}ノ右^{ミナモト}大^{ダイ}臣^{ジン}ヲ慕^ミヒテ筑紫^{ツクシ}安樂^{アノラク}寺^ジヘ飛^{トビ}往^{ユキ}テ彼^{カノ}二^ニ生^{オヒ}ジタトアル。此^{コト}ヲ世^セ間^{ケン}ニ飛^{トビ}梅^{ウメ}ト云^フ。(巻第一ノ第三「遇^ユ值^ジ往^{ユキ}生^{オヒ}善^{ゼン}知^チ識^シト云^フ文^{モン}事^ジ」付「筑紫安樂寺飛梅事」)⁽³⁵⁾

として登載される。本話は『真宗勸化御文章』巻第五ノ第二「ソレ人

間ハ……文事」付「菅原大臣流思宿梅詠和歌事」、「真宗勸化要義後集」卷第六ノ第一「使人欣慕之教門」^カ「極是深奥ト云文事」付「梅慕右大臣飛行筑波述」にも引かれる。

妙音寺と了信は一方がもう一方の著述を利用するのではなく、相互に共通する話材がある点において、他の勸化本同士の影響関係とは一線を画する。例えば、了意の仮託本仏書で知られる玄貞は、実は仏書作家としてのデビューは了意に先行する（寛文六年刊『善悪因果経鈔』）が、玄貞が了意を模倣したことはあっても、その逆は認められない。著述活動における双方向的な影響というのは、妙音寺と了信の同一性を確信するひとつの証左となり得るものだ。

五、妙音寺と了信（二）——西本願寺宗学との関わり——

『行状鈔』巻第四ノ二七は前掲の引用に続けて、「雲棲云」として、「譬如有微功匹夫不斯受官禄富荣国家忠義不顧命」との文句を引く。しかし、実はこれは雲棲株宏ではなく、西吟が著した『正信念仏偈要解』（明暦四年刊）巻第三の文句であった。了信と西吟の關係は『大経私考』写本からも明らかであるが、ここにも両者の關係を認めうる。

本願寺派宗学との親和性はまた、妙音寺と了信の著述に共通して見出せるテキストからも示唆されるものだ。両者に共通する話材が『合類大因縁集』を介在していることは既に「倩女離魂」を取り上げてこれを指摘したが⁽³⁶⁾、両者に共通するテキストとして、今また『取滴直談』を指摘する。例えば『四十八願弁述鈔』には、

本朝皇極天皇ノ時、蘇我ノ蝦夷ヲ大臣ニ任シ玉フ。蝦夷ガ子ヲ入

鹿ト云。此入鹿、聖徳太子の御子ニ山背大兄王子トイフガ在。此王子ヲ殺奉リテハナハダ奢ヲキハメ、自ラ大臣ト号シ、己家ヲ宮闕トイヒ、己子ヲ王子トイフ。父ノ蝦夷、子ノ入鹿ニ紫冠ヲ授テステニ帝位ヲカタムケントス。鎌足此ヲニクミ、密ニ中大兄王子ト心ヲアハセ、彼入鹿ヲ誅セント謀。シカレドモ鎌足事大ニシテナリガタカラシコトヲオソレ、興福寺ノ丈六ノ釈迦ノ像ヲツクリテ此像ニ向テ加力ヲタノミ、扨入鹿ガ親族ニ蘇我ノ倉山田トイフモノアリ、彼ガ女ヲ以テ中大兄ノ王子ニメアワス。コレノハカリコトニテ在マス。其時、三韓入朝スルコト在マス。皇極天皇太極殿ニ出御ナサレ玉フニ、中大兄ノ王子モ入鹿モ其坐ニツラナリ玉フ。即、倉山田、三韓ノ表文ヲヨム。其時鎌足ハ弓箭ヲ帶シテ城門ヲメグリ、謀ヲトゲントテ、中大兄ノ臣古麻呂ニ命ジテ入鹿ガ座ノ側ニカクレ居テ、表文ヲヨミオワラバ入鹿ヲ刺殺トイフ。倉山田、表文ヲヨミオハル時、中大兄ノ王子出、入鹿ヲ刺殺ントシ玉ヘハ、入鹿ヲドロキ立所ヲ、古麻呂、入鹿ガ脚ヲ難傷。ツイニ皇極四年六月ニ入鹿ヲ誅シ玉フト有。然ルニ入鹿ハ勇アル武モノナレバカネテ誅セラル、トイフコトヲ知ヘキソ。ナラハ争カムゲニ誅セラルヘキヤウハナケレドモ、他心通ナイユヘ二人ノ心ヲ知ヌ故誅セラレタト有ル。（卷之二ノ第八「他心通願事」付「鎌足誅入鹿弁」）

として蘇我入鹿暗殺説話が載る。右説話は『取滴直談』第三・第八之願ノ二「入鹿大臣事」として、

去本一朝皇極天皇御宇ニ入鹿大臣太極殿ニシテ誅セラル、トシラハ勇有武者ナレバ争カテ誅セラルベキヤ。是人ノ心ヲ不知故也。

と記すのを踏襲したものと考えられる。『取滴直談』は浄土宗聖聰（一三六六一—四四〇）が著した『大経直談要註記』（一四三三成立）巻第一〇「第八得見他心願」に、「我朝皇極天皇御宇入鹿大臣大極殿誅セラレシ」³⁷を踏まえたものである³⁸が、「勇有武者ナレバ争カ誅セラレベキヤ」の語は原典にはない。そして『四十八願弁述鈔』に見出せた説話は『行状鈔』巻第二に、

皇極天皇ノ時、蘇我ノ蝦夷^{カミ}ノ父^ノ入鹿^ノ大臣ニ任セラル。ソノ子入鹿^{カミ}、山背大兄王子ノ弟ヲコロシテ甚奢^タヲキハメ、自ラ大臣ト号シ、宅ヲ宮闕^{キヤク}トイヒ、子ヲ王子トイフ。父ノ蝦夷、紫冠^{シロワン}ヲ入鹿ニ授テ帝位ヲカラムケントス。中臣鎌^チ子、此ヲニクミ、ヒソカニ中大兄王子^{サツケ}天智^チト誅センコトヲ謀ル。皇極帝モ弟ノ輕皇子^{セウノ}帝ナリ^ノ及中^ヒ大兄^ノト鎌足^チト二人ヲアワセテ入鹿ヲ誅セントハカリ玉フ。鎌足、事大ニシテ就ガタカラ^{ナリ}ンコトヲオソレ、大誓^セヲオコシテ丈六ノ釈迦ノ像ヲツクリテ加力ヲコヒ玉ヘリ。今ノ東大寺ノ像コレナリ。サテ、入鹿ガ親族ナリシ蘇我ノ倉山田カムスメヲモテ中大兄ノ王子ニ配ス。是一^レ時ノ謀ナリ。コ、二三韓^{カン}入朝スルコトアリ。皇極天皇太極殿ニ出^テ御ナサレシニ、中大兄モ侍坐シ玉ヒ、入鹿モ侍ベリ。倉山田、三韓ノ表文ヲヨム。鎌足ハ弓箭^{キウコン}ヲ帶シテ城門ヲメグリ、謀ヲトゲントテ、ヒソカニ中大兄ノ臣古麻呂ニ命ジテ入鹿ガ座ノ側ニカクレ居テ、表文ヲヨミオウルトキ、不意ニ入鹿ヲ刺殺^{サシコロセ}トゾイヒフクメケル。表文ヨミオウルトキ、中大兄イデ、入鹿ヲ刺ス。入鹿オドロキタツ処^{コロ}ヲ古麻呂脚ヲ薙傷^{ナギヤフ}ル。ツイニ皇極四十年六月、入鹿ヲ誅ス。……（巻第二ノ六「鎌足誅入鹿弁」）

としても載る。

これら入鹿暗殺説話で『四十八願弁述鈔』も『行状鈔』も「鎌足誅入鹿」とするところに注意しなければならない。本説話では、実際に入鹿を殺したのは中大兄皇子であるが、いずれも章段名には「鎌足」とする。これは、親鸞が藤原氏の出自であることに依拠するものであつて、本話が「無量寿経」第八願「他心通願」とともに語られる一方、『行状鈔』に記すように、親鸞の出自を述べる上で言及されてきたことの証左でもある。真宗説教の場に独自性を見出しうる語りはまた『要義鈔』に登載された太施太子説話からも推せられる。

太施太子ト申シテ、国土ノ人民ノ貧乏ナルヲ愍念シテ大王ノ御宝ヲ取出シ、国土ノ人民ニ施シ玉ヘドモ、国土ノ人民ハ多故ニ、施ス処満足セズ。是ニ依テ龍宮ニ入テ、如意珠ヲ求テ無量ノ宝ヲフラシントテ、海中ニ入テ珠ヲ乞玉フニ、龍王此ヲ感ジテ、則チ宝ヲ太子ニ与ヘ玉フ。太子珠ヲ得テ、無量ノ人民ニ宝ヲフラシテ与ヘ玉フ。爰ニ龍神集テ、僉儀シテイフヤウハ、「此珠ハ三界第一ノ調宝^{テウホウ}、殊ニ龍宮守護ノ玉ナリ。此玉ヲ人間ニ与ル事、頗ル龍宮破滅ノ相ナリ。何トゾ方便ヲ以テ此玉ヲ取カエサン。」トテ、龍王美女トナリテ太子ニ近付、玉ヲ取テ龍宮ニ皈ル。太子大キニ逆鱗シテ、海水ヲカヘテ、此ノ玉ヲ取ントシテ、蛤ノ貝ヲ以テ海水ヲカヘ玉フ。龍王嘲笑^{アサカリワラフ}テイウヤフ、「汝ハ愚痴ノ人ナリ。此広太ノ海水ヲ此チイサキ貝ヲ以テ汝ガ力ヲカヘホサン事、通力ナキモノガ虚空登^{コウクウカウ}ントシタルニ似タリ。無量劫ニモ成就スベカラス。」トイフ。イヨク勇猛精進ニシテ此ヲ酌玉フ。其ノ行力ノツヨキニヤ。又仏天力ヲ合玉フニヤ。海水大形半バ減ズ。龍神驚キ、「此ハ何サマ此ノ玉ヲ惜事ヲ仏神ノ惡ミ玉フニヤ。」ト思ヒ、

イソギ珠ヲ太子ニ与ヘケレハ太子再此ノ玉ヲ得テ、願望ヲ御成就ナサレタトアル。(巻第五ノ第四)「一心念仏永不退墮即精進波羅蜜ト云文事」付「太施太子事」

これは『合類大因縁集』に、

昔シ、太一施太子ハ国土ノ人民ノ貧乏ナルヲ愍念シテ、大主ノ宝蔵ヲ開テ宝ヲ施玉ヘトモ、人民多キ故ニ施ス所満足セズ。是ニ依テ、龍宮ニ入、如意ノ珠ヲ求テ無量ノ珍寶ヲ雨シ、衆人ニ与ントテ海中ニ入テ珠ヲ乞玉フニ、龍王是ヲ感ジ、則チ珠ヲ太子ニ与フ。太子珠ヲ得テ珍寶ヲ雨シテ無量ノ人民ニ与ヘ玉フ。爰ニ龍神集リテ、僉儀シテ曰ク、「此ノ珠ハ三界第一ノ重宝、殊ニ龍神守護ノ珠ナリ。此ノ珠ヲ人間ニ渡スコト、頗ル龍宮破壊ノ相ナリ。」トテ、龍王、方便シテ美女トナリ、太子ニ近キ玉ヲ取テ龍宮ニ販ル。太子大キニ逆鱗シテ、海水ヲカラシテ、再ヒ此ノ珠ヲ取ントテ、貝カラヲ以テ湖ヲ杼玉フ。龍王嘲テ曰ク、「汝ハ是癡人ナリ。此ノ海水ヲ杼竭コトハ無量劫ニモ叶ベカラス。」ト。太子、誓ヲ發テ、イヨク勇猛精進ニシテ是ヲ酌玉フ。諸天、其志ヲ感シテ、神力ヲ加シテ大海ヲ杼タマフニ、海水半減ス。龍神大キニ驚キ、珠ヲオクリテ太子ニ与ケレハ太子ノ所願既ニ満足ス。『釈籤』ノ四ニ見タリ。(巻之六「精進部」ノ一八「太施太子」)

としてほぼ同文が記載される。了意の鼓吹物を流用することの多かった『合類大因縁集』である³⁹が、本話に限っては『取滴直談』に拠つて、該書には、

今ノ文ニ「傾貝酌海」トハ、天竺ニ太施太子ト申タルハ、国土

ノ人民ノ貧乏ナルヲ愍念シテ大主ノ御宝ヲ取出シ施シタマヘトモ、国土ノ人民多キ故ニ、施ス所口満足セズ。是ニ依テ龍宮ニ入テ、如意珠ヲ求テ、無量ノ宝ヲ雨シテ与ントテ、海中入テ珠ヲ乞玉フニ、龍王是ヲ感ジ、則チ玉ヲ太子ニ与フ。太子珠ヲ得テ、無量ノ人民ニ宝ヲ雨シテ与ヘタマフ。爰ニ龍神集テ、僉儀シテ云ク、「此珠ハ三界第一調宝、殊ニ龍神守護ノ玉也。此玉ヲ人間ニ与ル事、頗ル龍宮破壊ノ相也。」トテ、方便シテ龍王美女トナリ、太子ニ近キ、玉ヲ取テ龍宮ニカヘル。太子大キニ逆鱗シテ、海水ヲカハテ、此珠ヲ取ントテ、蛤ノ貝ヲ以テ海ノ湖ヲカヘタマフ。龍王嘲テ云ク、「汝ハ是癡人也。此海水ヲ其貝ヲ以テ汝力トシテカヘホサン事、術通無者虚空ニ登ントシタルニ似タリ。無量劫ニモ成就スベカラス。」ト云。太子、弥ヨ勇猛精進ニシテ是ヲ酌タマフ。其行力強ニヤ。又仏天カラ合セタマフニヤ。海水半減。龍神驚「是ハナニサマ此珠ヲ惜ム事ヲ仏天惡ミタマフニヤ。」ト急キ珠ヲ太子ニ与テケレハ太子ノ願既ニ満足ス。(第一「大意」ノ九「太施太子求如意珠事」)

須陀耶説話を踏まえるなら、『要義鈔』は『合類大因縁集』を通して太施太子説話を摂取したと思われるが、しかし、傍線を附した箇所について、『合類大因縁集』と本文を異にして、『要義鈔』が『合類大因縁集』を介在させずに、『取滴直談』を実見して執筆したことは明らかである。更に、『要義鈔』の採る「其ノ行力ノツヨキニヤ。又仏天力ヲ合玉フニヤ」からは、『取滴直談』における語りの口調——俗文体——までも妙音寺が摂取していることが読み取れる。

太施太子説話は見出せないが、『行状鈔』巻第一〇ノ二「吉野花光

房祈観音値親」もやはり『取滴直談』巻第三ノ第五願の三「花光坊事」に依拠する。本説話は、「去ハ古吉野藤峯花光坊ト云出家アリ。尤難レ有誦經者貴カリシ学匠ナリシ。此一僧、一ヲ聞テ十ヲサトリ、此ヲ習テ彼ヲシルホドノ明匠ナリ」として始まる花光坊とその前世の父親との邂逅譚であるが、これは真宗における四十八願説教の中で伝播した一話ではないか。筆者は他に本話を登載する書物を見出せていない。

『取滴直談』では説話本文に続けて、

然ニ我^ノ等何作事モナク又行ズル事モナクシテ不思議ノ願力ニ救^{スクハ}レハ此宿命通ヲ得^{モト}ニヨテ、過去無量劫ノ事ヲ知テ其レハ我^ト肯^トノ花^トノ下ニ終日語ヲ交テカタリ暮タル朋友、是ハ月ノ前ニ終夜結^{ヒサ}契^テ夫婦中也。或ハ陣前ニ鍛^{ヂシ}傾^シケ勝負ヲ決シタル敵、或ハ膝ノ上ニ於テ摩^マ頂^ト養育セラレタ子ナリ親ナリト云事ヲ明鏡ニ向テ其面像ヲ見ルカ如クニ一一ニ是ヲシラバ如何計ノ昔物語ゾヤ。誠ニ我等罪業ニオホハレ、業報押移ハ生処隔テアルニヨテ此聴聞衆ノ中ニ昔親モアルヘシ子モ有ベシ。兄弟夫婦朋友怨敵モ有ヘケレトモ生ヲ隔ヌレハ是ヲ不^ヘ知事カヘス^クモ口惜ケレ。然ニ本願ノ不思議ニヨテ浄土ニ至ヌレハ無量劫以前ノ事ヲモヤスクシリ、宿命ノ通ヲ得テ大悲ヲ起、衆生ヲ済度セン事、此仏恩ハ報ジテモ報シカタク謝シテモ謝シカタク者也。

南無阿弥陀仏。

と、入鹿暗殺説話同様、本話の末尾に妙音寺の勸化本に見出せるような、聴衆への語りかけを記すが、これも『大経直談要註』巻第一〇ノ第五宿命通願の記述を踏襲したものである。

況業報押移、生処相隔、昨日父、今日母トモシラズ、可^レ度者可^レ哀類^ト思^モ無方惡作。……或華下終日交^ル語朋友、或月前終夜結^フ契夫婦、或向^ニ陣前^ニ傾^レ鍛^シ決^セ勝負^ヲ敵人、或置^ニ膝上^ニ頭ナデ、養育受父母、明鏡向^ニ如^レ。……早極衆生多物語有。ナラクノ底見^テ大悲方便覺動、飢饉愁聞^ヘ済度慈悲催^シ人畜亘親疎^ニ經拔^テ苦、与^レ樂事実無窮大悲也。

しかし、空誓は語りのために、右に示した『大経直談要註』を大幅に改変している。そして、『弁泉鈔』巻第五〇六通部ノ第一「宿命通ト云文事」には、

然ニ今日の我人ハ此宿命通ナキガ故ニ此ノ聴聞ノ衆中ノ内ニ於テ昔ノ親モアラフズ、子モアラフズ。又兄弟夫婦朋友、又ハ怨敵モアラフズレトモ、生ヲ隔タレバ此ヲ知コトガ叶ヌ。然ニ弥陀ヲ信ジ、浄土ニ往生スレバ此ノ宿命通ヲ得ルガ故ニ、昔ノ親ナリ子ナリ兄弟ナリ、花ノ下ニ終日語ヲ交テカタリ暮タル朋友ナリ、此ハ月ノ前ニ終夜契^シ夫婦ナリトイフ事ヲ明鏡ニ向テ己ガ面像ヲ見ルガ如クニ一一知ト有。如^レ是目出度通力自在ノ身トナルハ、今日ノ念仏ノ行者ニテ在ス。

と記して、『取滴直談』の語りを更にくだけた言い方に変えていることが明らかだ。つまり、『行状鈔』では花光坊の説話部分を、『弁泉鈔』では宿命通願にかかる結語部分を『取滴直談』から利用しているのである。

こうした説話に限定されない包括的な『取滴直談』利用が重要視されるのは、該書の著者が当代きつての本願寺派の学僧であり、西吟の弟弟子でもあった空誓だからである。右からは了信同様妙音寺もまた、

西吟・空誓の流れを汲む本願寺派宗学周辺の人物であつた可能性が示唆される。

このように、両者の著述は宗学的背景までも近接するのであるが、前述したように、了信の著述からは妙音寺の〈説教の台本〉らしさは全く見出せない。その目録は鼓吹物の体裁を踏襲し、章段末に「師徳如前」を附さず、俗文体も控えめである。この差異はどのように考えるべきであろうか。

実は、妙音寺の著述にも了信の著述と同様の体裁を採るもの——『真宗勸化訓蒙集』（以下、『訓蒙集』）——がある。本書は妙音寺の著述としては唯一、師徳如前の語も用いず、鼓吹物様の目録体裁を採るものだ。しかし一方で、本書においては冒頭に「私云」として私見を述べた。これは了信の勸化本に共通する書きぶりである。また、その内容についても、例えば『行状鈔』には、

▼三陽ノ春ヲ迎テハ、嵯峨ヤ芳野ノ奥マデモ草ヲ分ケ、道ヲ尋テ行、花前ニ向テハ詩ヲ綴歌ヲ詠ジテ楽ム人モアリ。又タ九夏三伏ノ夏ノ折柄ハ雲井ニナノル廓公聞ドモくイヤメヅラシク覺ヘ、聞タビニ珍シケレバ廓公イツモ初音ノ心地コソスレト楽ム人モ有リ。又タ秋ノ夕べ、月ヲ翫ブ人ハ須磨ヤ明石ノ浦マデモ尋行テ雲間ノ月、波間ノ月ニ心口ヲ寄セ三五夜中新月ノ色ト打詠テ楽ム人モアリ。又タ嚴冬素雪ヲ友トスル人ハ比良ヤ横川マデモ尋ネ行テ雪ハル、比良ノ高根ノ夕暮ハ花ノサカリニスグル春力ナト打子詠ジテ楽ム人モアリ。又タ琴詩酒ヲ友トシテ楽ム人モアリ。（卷之一ノ四「四季楽弁」）

と記し、『訓蒙集』に、

三陽ノ春ヲマチ得テハ嵯峨ヤ芳野ノ奥マデモ草ヲワケ路ヲタツネテ行キ、花前ニ向ヒテハ七言四句八句ノ詩ヲ作りテ花ヲトモトスル人モアリ。九夏三伏ノ夏ノ折カラハ雲井ニナノル郭公キケドモくイヤメヅラシク覺ヘ、聞クタビニメヅラシケレバホト、ギスイツモ初音ノコ、チコソスレト杜鵑ヲ伴トシテタノシムモノモアリ。又タ、秋ノ夕べニ月ヲ伴トスル人ハ、須磨ヤ明石ノ浦マデモ尋ネユキテ雲間ノ月、波間ノ月ニ心口ヲカケテ三十一文字ノ歌ヲ詠ジテハ月ヲトモトスル人モアリ。又タ雪ヲ伴トスル人ハ、玄冬素雪ノ時、比良ヤ横川マデモ尋ネ行テ、雪ハル、比良ノ高嶺ノ夕暮ハ花ノサカリニスグル春力ナ、ト打詠テ雪ヲ友トスル人モアリ。又タ琴詩酒ヲ伴トスル人モアリ。（卷七ノ一八「雪月花為伴弁」）⁽⁴⁰⁾

として、これがほぼほぼ合致する。「三陽ノ春」以下の下りは、真宗説法に好んで用いられた言い回しと推定される⁽⁴¹⁾が、一々の語句が合致するのは妙音寺と了信の二者に限定される。『要義鈔』にも、

三陽ノ春ヲ待得テ、吉野初瀬ノ奥マデモ、道ヲ尋、草ヲ分ケテ、花ヲ友トシテ五言四句七言八句ノ語ヲツラネテ、遅々タル日ヲ暮ス人モ有。三五夜中ノ月ヲ友トシテ、是ヲ愛スル人ハ、二海ガ浦、清見ガ関、須磨ヤ明石ノ浦マデモ尋往テ雲間ノ月、波間ノ月ヲナガメテ、三十文字ノ詩ヲツヅリテ夜ヲ明ス人モ有。又、雪ヲ愛シテ是ヲ友トスル人ハ、嚴冬素雪ノ寒キ折柄モ、比良ヤ横川ノ峯マデ尋往テイサギヨシトナガムル人モアリ。琴詩酒ヲ以テ友トスル人モアリ。（卷第二ノ第五「諸仏称讃益之事」付「五種嘉譽之事」）

と記すが、『訓蒙集』と『行状鈔』の方が近似するのは、両書が同一の

執筆意図を以て記されたことに拠るのではないか。

すなわち、妙音寺の勸化本は、《説教台本》としてのそれと、《説教種本》としてのそれに二分されるのであろう。そして、《種本》——更に言うなら、「私云」として私見を述べた宗学的なそれ——には基本的に本願寺派学僧としての了信の名を明記したのではないか。結局、妙音寺とは、浄土真宗本願寺派の学僧了信（達空）だったのである。

ここで冒頭の話に戻ると、『真宗勸化要義後集』はなぜか了意作として『国書総目録』などに記載されていた。了意の他の仮託仏書は大抵、序跋もしくは書籍目録の偽造に依拠していたから、これは不審である。しかし、妙音寺が了信であるならば、そこに疑問解消への一抹の期待も見出しうる。それはひじょうに単純で、了意と了信という、名前のよく似たふたりの真宗僧侶への錯誤だったのではないか。

一方で、『行状鈔』はじめ、了信の著述には自序と自署が付されたのに対して、妙音寺のそれには何も備わらなかったのはなぜか。これについて、妙音寺の著述が《説教の台本》としての性格を有していたことをその一因に指摘したい。

実際のところ、はじめに了意の鼓吹物に代表される説教の種本が板行され、流通したことには理由があつて、それはすなわち、説教の語りに当たる部分は、師から弟子へ相伝されるものであったことに拠るのだらう。エッセンスとなる素材を提供することは許されても、説教そのものを切り売りするような勸化本は禁忌だったのではないか。妙音寺の勸化本はその禁忌を破って、これをもとに誰でも真宗説教が行える礎となったのである。

しかるにまた、その禁忌が破られる端緒に妙音寺（了信）というひ

とりの浄土真宗本願寺派の学僧が関与していたことも故あることであつた。別稿に少しく述べたが^④、元禄八年、西本願寺の相伝職を担った河内国光善寺の寂玄（一六五五—一七二六）が住持を追われるという一件が起る。翌年に光善寺は東本願寺に転派し、西本願寺の相伝がここに断絶した。しかし、西本願寺は相伝の断絶により、已むを得ずその機会を失することとなった——というよりは、むしろ、積極的にこれを排除したのであつた。寂玄排斥と前後して、西本願寺では相伝排除が盛んに行われていたのである。禁忌であるべき妙音寺の勸化本が板行され得たのもこの気風に後押しされてのことであらう。寂玄が転派した東本願寺では反対に相伝教学が活性化した。当然ながら、この時期、真宗大谷派からは説教の台本たるべき勸化本が板行されない。この事実もまた、真宗系勸化本の濫觴が本願寺派とその相伝排斥に依拠することの証左と言える。

六、終わりに

以上、妙音寺の著述とその執筆背景について検討を行った。同一人物と推定される了信の著述も含め、これを年代順に並べて見ると次の通りとなる。

元禄六年 真宗勸化要義鈔

元禄八年 真宗勸化行状鈔

元禄九年 正信念仏偈弁述鈔

元禄十一年 浄土勸化弁泉鈔

浄土勸化良材鈔

元禄一三年 真宗勸化御文章

元禄一四年 真宗勸化要義後集

元禄一五年 三説合論浄土勸化弁要集

元禄一六年 真宗勸化訓蒙集（初印）

宝永三年 四十八願弁述鈔

宝永六年 真宗勸化訓蒙集（後印）

宝永八年 真宗勸化要集鈔

正徳六年 讃阿弥陀仏偈弁述

執筆活動初期の空白部分が補完された一方、『讃阿弥陀仏偈弁述』の板行が著しく後れることはその間に妙音寺の死没があったことを想起させる。全一二部の著述は、相互に重複する箇所も多いが、その分量と現存分布だけ見ても、元禄宝永期に活躍した勸化本作家の第一人者というに相応しいものである。加えてその内容もまた、長く支持されてきたと推定される。世辞にも上質とは言えない紙に刷られたその著述は、宗学や文学の組上に乗ることはなくとも、津々浦々の寺院にもたらされ、説教に重用されたのだらう。筆者の手元には書写年は不明であるが、表紙に「勸化要義抄」と打付書きされた写本があり、板本のみならず写本でも伝播したことが推せられる。そのみならず、妙音寺の勸化本は、出版を介したことで本願寺派に限定されない流布をも為し得た。架蔵本『要義鈔』には「福井県越前国敦賀ノ郡瀬河内村了雲寺第拾貳世住職深吾智道」の書き入れがあるが、了雲寺は真宗大谷派の寺院である。そして、妙音寺の勸化本を複数収める亀山歴史博物館所蔵本の寄託元願正寺は、真宗高田派の末寺であった。

さてまた妙音寺の勸化本に発現した西本願寺相伝排除に始まる一連

の動き——特に相伝家光善寺寂玄失脚——に関与したのが西本願寺二代目能化知空であった。その知空による最初の出版『和讃首書』が妙音寺による『蓮宗宝鑑』引用文と合致したことは本稿に指摘した。長らく閑職に追いやられていた知空の出版は延宝七年を最後に途絶えていたが、元禄一三年に再開されている⁽⁴³⁾。元禄期以降の知空の出版に関与したのが、井原西鶴の浮世草子板行で知られる大坂の書肆毛利田庄太郎であった。これもまた、都の錦の浮世草子板行を担った川勝五郎右衛門が妙音寺（了信）の仏書板行を担ったことと通じよう。既に西鶴の浮世草子と『合類大因縁集』との関わりが前田金五郎らによって指摘されている⁽⁴⁴⁾が、本稿における両者の交わりはより広範なそれであった。

後小路薫がまとめた「近世勸化本刊行略年表」にも明らかなように、近世仏書はその数が膨大である一方、未だその整理も満足に行われていないのが実情である。しかし、そのひとつひとつを紐解くと、史学・思想史学のみならず、近世文学との関係も多く示唆される。妙音寺の著述に示したとおり、近世仏書研究においては、単純に〈仏教〉とカテゴライズするだけではなく、個々の宗派の特性にまで目を向ける必要がある。出版はまた、これら宗派の独自性を期せずして霍乱させた。こうした複雑性を内包する近世仏書の利用には幾許かの労力を伴うが、しかし、そこから得られる知見は計り知れない。近世文学研究進展にあたっては、積極的にこれを活用するべきであるとの提言を以て本稿の結語としたい。

注

- (1) 小野玄妙編『仏書解説大辞典』第六卷（大東出版社、一九三七）参照。
- (2) 『新撰書籍目録』の本文は慶應義塾大学附属研究所所蔵『江戸時代書林出版書籍目録集成 三』（井上書房、一九六三）による。
- (3) 『平安書肆杏林軒藏板目録』の本文は国立国会図書館所蔵『正信念仏偈鼓吹』（元禄九年刊、請求記号 二一〇／一七二）による。
- (4) 完本未見。架蔵本（元禄六年刊）ならびに大正大学附属図書館所蔵本（『真宗勸化要義録』、元禄六年刊、請求記号 一六五／一三／七）は巻第四を、また龍谷大学図書館所蔵本（刊年不明、請求記号 〇二四・九八／五一－W）は巻第三以下を欠く。
- (5) 妙音寺と川勝五郎右衛門の出版については木村迪子「川勝五郎右衛門の出版活動——仏書の出版に注目して——」（『書物・出版と社会変容』二三号、「書物・出版と社会変容」研究会、二〇一九）参照。
- (6) 現物は未見であるが、以前、ヤフーオークションに初印本と思われる元禄一六年刊松本屋大角清兵衛板が出品されていた。その写真から判ずるに、本書は大角板→鍵屋と某かの相板→鍵屋板と板木が移ったものと推定される。
- (7) 『真宗勸化要集鈔』（宝永八年刊）は目録類に現存を確認できずにいたが、幸いにして巻第一から三を欠く端本ではあるものの、亀山市歴史博物館願正寺文書に収蔵されていたもの（資料番号 四一一）を見える機会を得た。刊記に、「宝永八辛卯年三月吉日 京五条高倉西エ入ル町／川勝五郎右衛門」。
- (8) 内、処女作^{注科}『小施餓鬼集』（天和二年刊）は頭書本であるから、所謂〈鼓吹物〉は六部である。
- (9) 後小路薫「近世勸化本刊行略年表」・増訂 近世勸化本刊行略年表」（同『勸化本の研究』（和泉書院、二〇一〇）所収）による。
- (10) 前掲注（9）後小路薫「近世勸化本刊行略年表」。
- (11) 前掲注（5）木村迪子「川勝五郎右衛門の出版活動——仏書の出版に注目して——」他参照。
- (12) 和田恭幸「江戸時代の庶民的な仏教書とお説教」第五回「近世中期の勸化本（二）——勸化本に記された名調子——」（『季刊 せいてん』一三六号、本願寺出版社、二〇二二）。
- (13) 『勸化論語』の本文は龍谷大学図書館所蔵本（明和四年刊、請求記号 一〇五・五／八二／W－一）による。引用にあたり、適宜句読点を補い、現行の字体に改めた。以下、注記のないかぎり、古典籍の引用はこれに倣う。
- (14) 関山和夫「説教の歴史的研究」（法蔵館、一九七三）参照。
- (15) 『阿弥陀経鼓吹』は国文学研究資料館所蔵本（延宝五年刊後印、請求記号 ヤ五／四七五／一／九）による。画像URIは以下。 <https://kokushonji.ac.jp/biblio/200016056/>
- (16) 『浄土勸化綱目鈔』は架蔵本を含め、刊年不明の後印本のみ現存するが、書肆や書籍目録の情報から、出版時期を元禄初期に比定しうる。前掲注（5）木村迪子「川勝五郎右衛門の出版活動——仏書の出版に注目して——」参照。
- (17) 『浄土勸化衆人鈔』の本文は架蔵本（貞享三年刊）による。
- (18) 空誓『四十八願取滴直談』の本文は架蔵本（寛文三年刊）による。
- (19) 仏教大学編『仏教大辞彙』第二巻（富山房、一九一四）。傍線は引用者による。
- (20) 井上哲雄編『真宗僧名辞典』（竜谷大学出版部、一九二六）。
- (21) 『真宗勸化大綱鈔』の本文は龍谷大学図書館写字台文庫所蔵本（元禄八年刊、請求記号 一〇五・五／九一－W／一／二）による。
- (22) 『蓮宗宝鑑』の本文は清光山西厳寺所蔵本（『廬山優曇宝鑑』、正保四年刊、請求記号 五〇／西蔵三〇〇）による。参照URIは以下。 <https://kotensekiniji.ac.jp/biblio/100354616/>
- (23) 『和讃首書』の本文は寛文元年刊架蔵本による。
- (24) 『阿弥陀経疏鈔事義』の本文は龍谷大学図書館所蔵本（承応二年刊、請求記号 二四一・五／一六九－W）による。引用にあたり、調点は省略した。
- (25) 後小路薫「近世勸化本の展開——四十八願を主題とするもの——」（『大谷学報』六二巻二号、大谷大学、一九八二）。
- (26) 『四十八願弁述鈔』の本文は架蔵本（宝永三年刊）による。

(27) 真宗系勸化本と『合類大因縁集』の典拠関係については、木村迪子「勸化本に見る近世仏書の特質——「倩女離魂」を例として——」(『近世文藝』一一五号、日本近世文学会、二〇二二) 参照。

(28) 『合類大因縁集』の本文は国文学研究資料館所蔵本(貞享三年刊、請求記号 ヤ五/五一五/一〇六)による。

(29) 『真宗勸化弁泉鈔』の本文は龍谷大学図書館写字台文庫所蔵本(元禄一年刊、請求記号 一〇五・五/九二一W/一〇三)による。

(30) 前掲注(27) 木村迪子「勸化本に見る近世仏書の特質——「倩女離魂」を例として——」。

(31) 『通俗正信念仏偈鼓吹 一名 弁述鈔』(開導書院、一八九三)。

(32) 『真宗勸化行狀鈔』の本文は龍谷大学図書館所蔵本(元禄八年刊、請求記号 〇二四・九八/五〇一W/一〇一〇)による。

(33) 『真宗勸化御文章』の本文は国文学研究資料館所蔵本(元禄一三年刊、請求記号 ヤ四/三四六/一〇七)による。

(34) 『法苑珠林』の本文は国文学研究資料館蔵本(寛文九年刊、請求記号 ワ三/二五〇/一〇六〇)による。

(35) 『浄土勸化良材鈔』の本文は龍谷大学図書館写字台文庫所蔵本(元禄一三年刊、請求記号 一〇五・五/八〇一W/一〇二)による。

(36) 前掲注(27) 木村迪子「勸化本に見る近世仏書の特質——「倩女離魂」を例として——」。

(37) 『大経直談要註記』の本文は浄土宗全書第一三卷(浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局、一九七二)による。

(38) 『四十八願取滴直談』の『大経直談要註記』利用については木村迪子「浅井了意仏書考——『無量寿経鼓吹』を中心に——」(『近世文藝』一一〇号、日本近世文学会、二〇一九) 参照。

(39) 了意も太施太子説話を引くが、「昔シ太施太子ハ國中貧困ノ者ヲ悲憫シテ庫藏ヲ開キ財宝ヲ出タシテ賑スト雖トモ財産ハ尽レトモ貧人ハ愈々多シ……」(『無量寿経鼓吹』巻八ノ二三「太施太子」(浅井了意全集 仏書編2(岩田書院、二〇〇九))として全く合致せず、『合類大因縁集』が「取滴直談」

に拠ったことが明らかである。了意の鼓吹物からの流用で知られる『合類大因縁集』がなぜ本話に限って『取滴直談』を採ったのかは更に検討するべきであろう。

(40) 『真宗勸化訓蒙集』の本文は龍谷大学図書館写字台文庫所蔵本(宝永六年刊、請求記号 一〇五・五/一六〇一W/一〇二)による。

(41) 妙音寺は「浄土勸化弁要集」(国文学研究資料館所蔵、元禄一五年刊、請求記号 ヤ四/一九〇/一〇一〇)にも、朗詠ノ詩ニモ、玄冬素雪寒朝松独頭ニ君子徳ト作り、又タ古歌ニ、草モ木モ枯ハテニケリ此ノ野辺ニタツ松ヒトリノコレ世ノ中トナガメラレタ。(巻第七「念仏喻松弁釈」)

と記し、また『真宗勸化至要鈔』(龍谷大学図書館写字台文庫所蔵、享保四年刊、請求記号 一〇五・五/一四一W)にも、

春ハノドカニ木々ノ木末モ色メキワタリ夏ハ暑ク秋ハ涼ク冬ハ寒キコレ一年ノ信ナリ。マコトニ春立日ヨリ霞タナジキ夏時雨秋ノ風冬ノ雪霜ハ天象ノ信ナリ。一道ノ春風ニ雁ハ北ニ向ヒ燕ハ南ニ渡リ秋風吹テ鴻雁来賓シ燕子飯リ黄鳥ノウグヒス軒端ニ来鳴、郭公ノ雲井ニ名ノルコレ鳥ノ信ナリ。(巻之二ノ第五「正信偈題目之事」付「天地万物有情非情共不離」信事)

とする。『弁要集』に示すように、「玄冬素雪……」は『和漢朗詠集』に基づくことが、『浄土勸化綱目鈔』巻之四にも見出せて、真宗説教における影響関係が知れる。

(42) 前掲注(27) 木村迪子「勸化本に見る近世仏書の特質——「倩女離魂」を例として——」参照。

(43) 知空の出版については木村迪子「近世前期の仏典注釈——光隆寺知空の講義録と出版——」(『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』四七号、国文学研究資料館、二〇二二) 参照。

(44) 前田金五郎「好色一代男用語考(続)」(『専修国文』二六号、専修大学日本語日本文学文化学会、一九八〇) 他参照。

〈附記〉本稿は、日本学術振興会若手研究（19K13049）の研究成果の一部です。
論文作成にあたり、大正大学附属図書館、龍谷大学図書館、亀山歴史博物館、国
文学研究資料館に資料の閲覧・利用についてお世話になりました。ここに深謝
申し上げます。